

○認定を受けられる「中小企業者」の規模

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の総額又は出費の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定 業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

※対象となる「中小企業者」は、中小企業等経営強化法第2条第1項の定義であり、法人形態は個人事業主、会社(会社法上の会社)、企業組合、協同組合、事業企業組合等です。詳細は経済産業省ホームページをご確認ください。